上500万円未満の数に400万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち500万円以上1,000万円未満の数に750万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1,000万円以上3,000万円未満の数に2,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3,000万円以上5,000万円未満の数に4,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5,000万円以上1億円未満の数に7,500万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち1億円以上2億円未満の数に15,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち2億円以上3億円未満の数に25,000万円を乗じた額、農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち3億円以上5億円未満の数に40,000万円を乗じた額及び農産物販売規模別経営体数（個人経営体）のうち5億円以上の数に60,000万円を乗じた額の合算額をいう。）、工業統計調査規則によつて公表された平成29年から令和元年までの各年における製造品出荷額の合算額を3で除して得た額（万円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）並びに経済センサス活動調査規則により平成28年6月1日現在で調査された年間商品販売額の小売業計及び卸売業計の合算額を人口で除して得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。））

B　次の算式Ⅱによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とし、負数となるときは0とする。）

算式Ⅱ

b≧0のときB＝－0.01×b＋0.1

b＜0のときB＝－0.07×b＋0.1

算式Ⅱの符号

b　平成30年から令和2年までの各年における人口増減率（住民基本台帳関係年報における「市町村別住民票記載、消除数」の表頭「増減数」の欄の数を当該市町村の住民基本台帳登載人口で除して得た数に1,000を乗じて得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）の合計数を3で除して得た数（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

C　次の算式Ⅲによつて算定した数（当該数に小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が3を超える場合には3とする。）

算式Ⅲ